

千葉市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年1月23日

千葉市監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石橋毅
同	亀井琢磨

6 千総業第 2 3 0 号

令和 7 年 1 月 1 7 日

千葉市監査委員	宍 倉 輝 雄 様
同	宮 原 清 貴 様
同	石 橋 毅 様
同	亀 井 琢 磨 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 2 6 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ:市が出資する公益財団法人(8 法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2 法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（カ）市における未収金の催告等について【医療政策課】（報告書 P140） 市は、未収金について督促状を発送した後、催告等を行っていない。しかし、督促後、相当期間経過してもなお履行しない者については、徴収停止や履行延期の特約等の措置をとらないのであれば、訴訟提起等により履行を請求しなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。 【結果（指摘）】 住所不明者や金額が少額の者については、徴収停止の措置（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号、同第 3 号）を、生活困窮者については免除（千葉市休日救急診療所条例第 7 条）を行い、法令を遵守した債権管理を徹底されたい。	休日救急診療所使用料債権については、令和 6 年 2 月 15 日付けで催告手続を実施した。また、債権額が少額である者については、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号に基づき徴収停止を行い、その後 1 年以上経過しても履行が見込まれない場合、債権放棄の手続（千葉市債権管理条例第 7 条第 5 号該当）を行った。 消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない債権（住所不明者を含む。）については、債権放棄の手続（同条第 1 号該当）を行った。 なお、生活困窮者については、債務者から減免の申請があった場合、千葉市休日救急診療所条例等に規定する減免要件に該当するかどうかを個別に判断し、該当する場合は減免を行うこととしている。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-1. 納税管理課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ② [80 訴訟等費用] の未収債権管理に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 訴訟費用額確定処分の申立てについて【納税管理課】（報告書 P79） 納税管理課では、訴訟費用について、訴訟費用額確定処分の申立てを行うことなく、実際に訴訟に要した印紙代や切手代に係る請求書を送付して、任意に支払いを受ける形で処理を行っている。 地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同第 171 条の 5 の徴収停止をとる場合、同第 171 条の 6 の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。 訴訟費用については、訴訟費用額確定処分が確定すれば、同処分が民事執行法第 22 条第 4 号の 2 によって債務名義になり、強制執行の手続をとることが可能になる。 現在の納税管理課の管理方法によれば、訴訟費用については債務名義化を行っていないことに加え、実際に要した印紙と郵券のみを請求しているだけで、債務名義として取得する訴訟費用との間に乖離が生じており、債務者に対する正確な債権額を把握できていない。 他方で、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要し、同処分によって認められる金額も少額であるケースが多い。したがって、訴訟費用が少額であることが見込まれ、取立てに要する費用に満たないと認められるときには、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号による徴収停止によって、その後、強制執行の手続きをとる必要がなくなるため、訴訟費用額確定処分の申し立てを行わないことも許容され则认为る。 もっとも、市では、徴収停止を定めた地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件について、具体的な金額を定めていない。	令和 6 年 5 月 24 日付けで納税管理課長から各債権所管課長宛てに通知することにより、市が勝訴した場合は原則として訴訟費用額確定の申立てを行って債務名義化する必要があること、及び地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号による徴収停止に係る少額債権の基準額を定めたことについて周知徹底した。

前述のとおり、訴訟費用や強制執行費用については、高額な訴額における訴訟の印紙代や建物明渡しの強制執行費用といった一部の高額な費用を除き、例えば、訴額 100 万円の訴訟であれば印紙代が 1 万円で郵券も数千円程度であるから、他の訴訟費用を含めても訴訟費用の総額は 2 万円を超えることは稀である。また、預金口座に対する強制執行費用についても、印紙代が 4,000 円で他の強制執行費用を含めても強制執行費用の総額は 1 万円程度である。したがって、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件（「取立てに要する費用」）は、1 万円程度を目安に設定額の検討をすることも考えられる。

【結果（指摘）】

訴訟費用についても債権である以上、訴訟費用額確定処分によって債務名義化し、強制執行手続をとるのが地方自治法施行令第 171 条の 2 の原則であるため、徴収停止をとらない以上は訴訟費用額確定の申し立てをされたい。なお、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件について、次の意見で述べる対応を実施された場合は、訴訟費用確定の申立は当然に不要になるものとする。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 区政推進課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [56 特定定額給付金過年度分歳出戻入金] の未収債権管理に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 歳出戻入案件の繰越調定について【区政推進課】（報告書 P84） 特定定額給付金過年度分歳出戻入金に係る債務者は現在 6 人であるが、当該給付金が申請されたのは、令和 2 年 6 月から 8 月にかけてである。一旦は給付金として支給されたが、返還事由が発生したため、市所管課は令和 2 年 11 月から 12 月にかけて返還請求し、期日までに返納されなかった者に対して督促を実施している。6 件の未収債権は当該年度に返納されなかったことから、令和 3 年度に繰越され、現時点でも返納がない者である。 6 人の債務者の合計金額は 150 万円であり、この金額の歳出戻入金が令和 3 年度に繰越される際には、出納閉鎖日が 5 月 31 日であるため、本来は、その翌日の 6 月 1 日付けで、当該未収債権に係る調定を行うこととなる。しかし、実際の調定日は令和 3 年 5 月 12 日付けの決裁で調定書が作成されていた。この調定処理は、出納閉鎖日前に次年度である令和 3 年度の歳入として調定を行ったことを意味する。 地方公共団体の会計年度は 4 月から 3 月までであるが、その後は出納整理期間が設定されており、決算年度で支出負担行為を行った支出案件や調定を行った収入案件は、出納整理期間の末尾である 5 月 31 日を出納閉鎖日として、その日までに収入・支出の処理を行うこととなっている（地方自治法第 235 条の 5）。この出納整理期間の制度に照らして、当該未収債権の収入に係る調定日は 5 月 12 日であったため、出納整理期間内であり、6 月 1 日付けで行うべき次年度繰越分の歳入調定を期限前に行ってしまったことは、地方自治法の出納閉鎖の制度に反する会計処理であると考えられる。 【結果（指摘）】 当該年度に発生した歳入は、その年度に最初の	現年度の未収債権は出納閉鎖日まで翌年度の調定処理を行わず、回収の努力をするよう事務処理マニュアルに明記し、所属職員に周知徹底した。

調定を行い、納付がない場合は次年度に繰越することとなる。その次年度への歳入は、出納閉鎖日の翌日である 6 月 1 日に実施する必要があるが（千葉市会計規則第 38 条第 1 項）、令和 2 年度に発生した特定定額給付金過年度分歳出戻入金という債権は、令和 3 年 5 月 12 日に調定処理が実施されていた。出納閉鎖日までは決算年度の収入として回収に努める必要があるため、出納閉鎖日前に調定を行うことは地方自治法第 235 条の 5（出納閉鎖日）の規定に反する会計処理である。したがって、今後、決算年度の未収債権は出納閉鎖日まで翌年度の調定処理を行わず、回収の努力を行うことを周知されたい。	
--	--

令和４年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第３ 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3 保護課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ② [22 賠償金等] に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア．生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案について （ア）遅延損害金の調定の遅れについて【保護課】 （報告書 P104） 事例 A に係る債権の令和 3 年度の遅延損害金の調定日が令和 4 年 7 月 13 日となっており、令和 3 年度に発生した遅延損害金が令和 3 年度内に調定されていない。 令和 3 年度発生分の遅延損害金は令和 4 年 3 月 31 日に確定することから、本来であれば令和 4 年 3 月 31 日に調定し、令和 3 年度に帰属する収入として会計処理する必要があった。 【結果（指摘）】 遅延損害金については、発生年度の収入として調定するよう適時に会計処理されたい。	令和 5 年度に発生した遅延損害金については、同年度に帰属する収入として、令和 6 年 3 月 31 日に調定した。

令和４年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第３ 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-4 医療政策課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ② [45 休日救急診療所使用料]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア．債権放棄の遅れについて【医療政策課】（報告書 P119） ５年超の滞留債権については、１件当たりの金額が決して多額ではないことや、すでに連絡が取れない債務者がほとんどであることから、催告等の積極的な債権回収手続は行っていないとのことであり、事実上、債務者による時効の援用待ちの状態で放置しているものである。 千葉県債権管理条例第 7 条によると、「消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき」については、「当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる」と規定されている。また、当該債権放棄について議会承認は不要である旨が第 8 条に規定されている。 したがって、このような条例の規定がある中で、時効期間が経過した債権について債権放棄の実施を検討せず、徒に時効の援用を待っている状況は問題である。 【結果（指摘）】 休日救急診療所使用料債権について、すでに時効期間が満了しているものについては、事実上回収が期待できないことから、千葉県債権管理条例に定める債権放棄の手続を速やかに進めることを検討されたい。	消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない休日救急診療所使用料債権について、令和 5 年度に債権放棄の手続（千葉県債権管理条例第 7 条第 1 号該当）及び不納欠損処分を行い、令和 6 年 9 月に議会へ債権放棄の報告をした。 今後は、納付が見込まれず時効が完成した債権については、条例に基づき債権放棄を行っていく。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-4 医療政策課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ② [45 休日救急診療所使用料]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 催告手続について【医療政策課】(報告書 P120) 休日救急診療所使用料については、納期限の 20 日以内に督促状を郵送しており、なお支払がなかった債務者を対象に対して定期的に催告書を郵送している。 時間の経過に応じて催告書への反応も途絶えがちになり、最初の数年間で債務者から反応がない場合には、催告書の発送自体を中止しているのが実態とのことである。 未収債権については、徴収停止の措置を行ったり、債権放棄の手続を行っていなかったりする限りにおいては、債権回収の努力を継続する必要がある、特段必要な措置を取らずに、催告手続を任意で中断することは、千葉市債権管理条例の規定に反するため問題である。 【結果（指摘）】 未収債権に係る催告手続については、任意で中止することなく、回収されるまで、又は徴収停止や債権放棄等の必要な措置が講じられるまでは継続されたい。	休日救急診療所使用料債権については、令和 6 年 2 月 15 日付けで催告手続を実施した。また、消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない債権については、令和 5 年度に債権放棄の手続(千葉市債権管理条例第 7 条第 1 号該当)及び不納欠損処分を行い、令和 6 年 9 月に議会へ債権放棄の報告をした。 今後、適切な債権管理を行い、催告は任意で中止することなく、継続して行うよう千葉市休日救急診療所未収金事務マニュアルに明記した。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-5 健康保険課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ④ [44 出産費貸付金元利収入] の未収債権管理に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 適正な時効管理について【健康保険課】(P135) 現在の未収債権は9人に対するもので、270万円である。これらの時効期間は既に経過した案件や1～2年で経過するものがほとんどである。その間、一部には徴収停止を行っている案件もあるが、現在の未収債権のほとんどは催告も実施できていない状態であった。私債権の回収事務としては、未収債権が発生したら相当の期間において、督促と催告を行い、債務者の経済状況を適時適切に把握したうえで、一括返済ができない場合、履行期限の特約を行い分割納付誓約を結び、適切な額を算定し債務者と合意して、分割納付計画を実行することが必要であったものと考えられる。 出産費貸付金元利収入は、平成13年度から始まった貸付制度であるが、平成22年3月31日をもって廃止され（千葉市規則第39号）、概ね、平成22年6月30日を納付期限とする返還通知が一斉に発出されていることが把握できる。 これに対して、「督促」として、平成25年3月25日に通知を出しているようであるが、この間（平成22年6月30日～平成25年3月25日までの間）の交渉記録も確認できないようである。 必要書類としての交渉記録や経済状況調査等の書類が不明であるということであるため、債権回収の専門部門である納税管理課に引継ぐこともできない。また、弁護士への回収委託も過去の経緯等が不明であり、時効期間の経過等により時効の援用が迫っていることから、効果的ではないものと考えられる。 【結果（指摘①）】 過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務について、これまでの交渉記録が不明であり、健康保険課引継後も債務者との接触ができていなかったことから、時効期間の経過の確認をしたうえで、早急に催告を行い、債務者と接触して、債	未収債権を有する9件について、催告等を行うことにより債務者との接触を図り、うち3件は完納となった。また、徴収が困難な1件については、千葉市債権管理条例第7条第1号に基づき債権放棄を行った。 残りの5件のうち3件については、令和6年3月及び9月に催告書を送付し、納付意思の確認、経済状況の聞き取り等を行った。債務者の居所や居住実態が不明な2件については、今後も引き続き調査を進め、債務の承認を得るための債務者との接触及び経済状況の確認等を行い、状況が確認できたものは徴収停止又は分割納付への移行などの徴収方針を検討した上で適正な債権回収を実施していくよう努める。

務の承認が得られるのか、また、経済状況の確認 の上で、徴収停止とするか、履行延期の特約によ る分納計画の履行へ移行するのかなど、ルールに 基づいた債権回収を実施されたい。	
--	--

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-5 健康保険課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ④ [44 出産費貸付金元利収入] の未収債権管理に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 適正な事項管理について【健康保険課】(P135) 現在の未収債権は9人に対するもので、270万円である。これらの時効期間は既に経過した案件や1～2年で経過するものがほとんどである。その間、一部には徴収停止を行っている案件もあるが、現在の未収債権のほとんどは催告も実施できていない状態であった。私債権の回収事務としては、未収債権が発生したら相当の期間において、督促と催告を行い、債務者の経済状況を適時適切に把握したうえで、一括返済ができない場合、履行期限の特約を行い分割納付誓約を結び、適切な額を算定し債務者と合意して、分割納付計画を実行することが必要であったものと考えられる。 出産費貸付金元利収入は、平成13年度から始まった貸付制度であるが、平成22年3月31日をもって廃止され（千葉市規則第39号）、概ね、平成22年6月30日を納付期限とする返還通知が一斉に発出されていることが把握できる。 これに対して、「督促」として、平成25年3月25日に通知を出しているようであるが、この間（平成22年6月30日～平成25年3月25日までの間）の交渉記録も確認できないようである。 必要書類としての交渉記録や経済状況調査等の書類が不明であるということであるため、債権回収の専門部門である納税管理課に引継ぐこともできない。また、弁護士への回収委託も過去の経緯等が不明であり、時効期間の経過等により時効の援用が迫っていることから、効果的ではないものと考えられる。 【結果（指摘②）】 過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務に係る交渉記録については、健康保険課に引き継ぐ前の書類が不備であり、督促や経済状況等を確認している記録を把握できないものがある。このような文書の保管状況では、滞納管理の専門部	未収債権管理に係る必要書類の文書管理については、令和6年4月に、同月時点の滞納者の債権管理に係る記録や資料を整理した上で、債権管理に係る基本的な管理方法や留意事項等について、所属職員へ周知徹底した。

門である納税管理課への引継ぎや場合によって実施される弁護士等への回収業務委託の際に重要な必要書類の不備で実施できない場合が懸念されるため、今後の適正な債権管理のために、未収債権管理に係る必要書類の文書管理について組織内で徹底するよう改めて周知されたい。	
--	--

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-10. 介護保険事業課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [18 介護サービス事業者による保険給付費返納金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 滞納者との間の履行延期の処分について【介護保険事業課】（報告書 P181） 滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法 695 条）あるいは地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の処分によることになる。 現状、市では債務者からの申請に対し承認の通知を送るのみで、履行延期の処分を行っていないものと判断される。その理由は、市所管課がこれまで実施してきたとされる履行延期の処分に係る決裁文書を閲覧すると、事実上、分割納付に係る決裁文書であり、債務者に対する履行延期の処分を内容とする決裁ではなく、かつ債務者に対して履行延期の処分に係る通知を送付していないからである。 この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の処分を認めるための要件として、例えば同条第 1 項第 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。 このことについて、市所管課では、資力要件に特定月の収支内訳、預金通帳、確定申告書及び決算書等を入手しているが、そのうえで認めている分割納付額に関して、十分な合理性を担保する会計データの分析が行われているとは言えない状況である。 一般的に、長期の分割納付は滞納のリスクが高まるところ、将来的に滞納者の財産への差し押さえによる回収も検討しなければならない。	履行延期の処分及び資力要件の確認については、令和 5 年度から、滞納者の毎月の収支や保有資産に関する情報を収集し、当該情報を記載した収支状況申告書及びその根拠資料を添付させることとした。また、当該書類等により、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項各号の「履行延期の処分」の要件に該当すると判断した場合は、履行期限延期決定通知書により滞納者に通知することとした。

非強制徴収公債権については強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の処分を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の処分を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものとする。

【結果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を行う際の資力要件の確認が不十分である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、例えば「資金繰りが厳しい」ことが理由である場合には、毎月の収支や保有資産に関する情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要かつ十分な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-10. 介護保険事業課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [18 介護サービス事業者による保険給付費返納金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
イ. 債権の申出について【介護保険事業課】（報告書 P183） A社の破産手続において、市では千葉地方裁判所に対し、債権届出を行っている。 この点、地方自治法施行令第171条の4第1項は「普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。」と規定している。 同条は、破産手続等で、市が債権者として配当手続に漏れることなく参加し、配当を受ける機会を確保することを目的としており、当該債務者に対して市が有する債権額を漏れなく届け出ることを求めている。 しかし、市所管課は、元本のみ記載して破産債権届出書を千葉地方裁判所に提出しており、既に発生している遅延損害金については届出をしていない。 今回のA社の破産手続については、異時廃止によって終了したため配当手続に至らなかったものの、仮に配当手続に移行していた場合、届出債権の債権額について遅延損害金が漏れていることで、破産手続上は市が有している債権額が実際有している債権額より少額で扱われ、本来受けられる配当額を下回る可能性があり、債権管理としては不十分であると言わざるを得ない。 【結果（指摘）】 今後、破産手続等で債権の申出を行う場合には、遅延損害金も含めて、市の当該債務者に対して有している債権を正確に記載した上で、届出を行うよう、業務手順書等に記載したうえで市所管課内において周知されたい。	債務者が破産手続開始の決定等を受けたことにより、市が債権者として配当の要求その他債権の申出を行う場合の手続について、令和5年度に事務処理マニュアルを作成し、延滞金・遅延損害金も含めた債権額を届け出た上で適正な債権管理を行うよう、課内で周知徹底した。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-10. 介護保険事業課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ② [31 過年度分保険給付費返納金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 消滅時効期間の経過について【介護保険事業課】（報告書 P184） D社については、平成17年度の千葉県による監査結果通知書から判明した不正請求を原因とする不正利得等の徴収金であり、介護保険法第22条第3項及び同法144条により強制徴収公債権である。また、当該債権については介護保険法第200条第1項により消滅時効期間が2年ある。 このD社に係る過年度分保険給付費返納金に関しては、平成25年以降、債務者との間で一切の交渉が行われていない。また、一部弁済等の時効中断事由となる事実が確認できない。したがって、既に消滅時効期間の経過により債権は消滅しているものと考えられる。 【結果（指摘）】 D社に係る過年度分保険給付費返納金については、9年程度、納付交渉がなく、かつ一部弁済等の時効中断事由等が確認できないため、消滅時効期間が経過していることを確認し、不納欠損処分を検討されたい。	過年度分保険給付費返納金については、消滅時効期間が経過していることを確認した上で、令和5年度に不納欠損処分を実施した。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-15 こども家庭支援課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [5 母子父子寡婦福祉資金貸付金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 督促状の納付期限について【こども家庭支援課】(P230) 滞納者に対する督促については、千葉市予算会計規則第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定に従うと、督促状は納期限後 20 日以内に発行し、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日を納期限として指定することになる。 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対する督促状を確認したところ、納期限後 20 日以内に督促状が発行されているものの、納期限は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日ではなく、10 日以上経過した月末の日付となっていた。 督促状の納期限が督促状の発行日から起算して 10 日を経過した日とせずに督促状を発行していることについて、保健福祉総合システムの開発時の要件定義が、千葉市予算会計規則第 37 条第 2 項に合致したものとなっていないことが原因である。 市所管課は、納期限について、従来から月末日としてきたため、債務者もそのように認識している。 【結果（指摘）】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促状を保健福祉総合システムにより発行する場合、千葉市予算会計規則第 37 条第 2 項に沿わない納期限日が自動で印字されて発行されてしまうことから、システムの設定を改定するか、自動で設定される納期限日を手動により修正するか、若しくは当該規則に例外等の規定を追加するかなど、いずれかの方法を検討することにより、適切に対応されたい。	母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促状については、令和6年4月から適正な納期限が印字されるようシステムの設定変更を行った。

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅳ 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳 第3章 水道事業会計 3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（2）耐用年数の設定について【水道総務課】（報告書 P160） 公営企業の固定資産の耐用年数は、「地方公営企業法施行規則別表第二号」を基準に設定される。 令和3年度の固定資産台帳の資産名が同一の固定資産について、耐用年数の設定が異なるものがあるか、異なる場合は理由が妥当なものか点検した。 No.1の固定資産（更科浄化場ろ過設備）は、耐用年数が誤って設定されていた。「地方公営企業法施行規則別表第二号」における「機械及び装置」の最長の耐用年数は22年であるが、60年とされていた。 No.2の固定資産（制水弁）は、耐用年数が誤って設定されていた。同一の固定資産について、一方は30年、もう一方は40年となっていたが、正しいのは30年の方で、40年の方は誤りだった。 【結果（指摘）】 「地方公営企業法施行規則別表第二号」によると、No.1の資産は、「機械及び装置水道用又は工業用水道用設備その他主として金属造のもの 17年」に該当し、No.2の資産は、「構築物水道用又は工業用水道用のもの配水管附属設備 30年」に該当する。この点、耐用年数の登録の誤りが生じていた。 No.1及びNo.2の資産のいずれも、固定資産台帳上、正しい耐用年数に修正したうえで、減価償却計算を見直す必要がある。 ただし、本報告書で指摘した資産について局所的に修正したところで全体に与える影響は軽微であるため、費用対効果に乏しいと思われる。実際に修正するかどうかは、重要性を勘案した上で、重要なものだけ修正すれば足りると考える。 それよりも、今後、同様の誤りをしないようにするための仕組みづくりが重要である。今回の誤りの要因は、固定資産台帳の登録時の単純な入力誤りであるため、固定資産台帳登録後のダブルチェックを行うこと等、科目名称及び耐用年数の登録の誤りが生じないような体制の構築を検討すべきである。	耐用年数が誤っていた資産については、令和5年度決算において全体の見直しを行い、固定資産台帳を修正の上、過少となっていた減価償却費及び長期前受金戻入を過年度修正損益に計上した。 また、登録の誤りが生じないような体制の構築についても、事務マニュアルに固定資産登録情報のチェックポイントや手順を明記した。

令和 5 年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について

Ⅳ 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳 第 3 章 水道事業会計 3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（３）適切な固定資産の残存価額の設定について 【水道総務課】（報告書 P161） 千葉市では、固定資産の減価償却について、地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、減価償却額を算定し、残存価額を設定している。 令和 3 年度の固定資産台帳から、耐用年数を経過して減価償却計算が完了した固定資産について、地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、残存価額の設定が適切か確認した。 その結果、以下（深井戸、排水池）の固定資産は、減価償却計算が完了しているにもかかわらず、残存割合が約 23% となっており、残存価額の設定誤りが判明した。 【結果（指摘）】 地方公営企業法施行規則第 15 条に基づくと、償却資産は取得原価の 10/100 又は 5/100 に相当する金額まで償却される。 しかし、No. 1, 2 の資産は、耐用年数が経過しているにもかかわらず、取得原価の 23/100 に相当する金額までしか減価償却が実施されていなかった。 地方公営企業法施行規則第 15 条に従って、取得原価の 10/100 又は 5/100 に相当する金額まで償却が必要となるため、追加で減価償却費を計上する必要がある。	残存価額の設定が誤っていた資産については、令和 5 年度決算において全体の見直しを行い、固定資産台帳を修正の上、過少となっていた減価償却費等を過年度修正損益に計上した。

令和 5 年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅳ 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳 第 3 章 水道事業会計 3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（４）未経過リース料の注記漏れについて【水道総務課】（報告書 P162） 「千葉市水道事業の設置等に関する条例」第 3 条第 1 項により、千葉市の水道事業は、地方公営企業法第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令第 8 条の 2 の規定に基づき、管理者を置かないことを定めている。 そして、地方公営企業法施行規則第 55 条では、リース会計に係る特例として、管理者を置かない企業は、所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース料総額が 300 万円以上のものであっても通常の賃貸借処理することを認めている。ただし、この場合、地方公営企業法施行規則第 42 条で、未経過リース料を注記しなければならない。一方、所有権移転ファイナンス・リースはこの特例措置は及ばないため、売買処理に準じた処理が求められる。 したがって、千葉市の水道事業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理することができる。 リース会計の適用の状況を点検するため、令和 3 年度の仕訳データを対象として、年間で「賃借料」として計上された金額が大きい賃借契約を 4 件抽出し、リース契約書を閲覧し、ファイナンス・リース取引として固定資産に計上すべき取引がないか点検した。 その結果、公営企業会計システムの取引は、固定資産としての計上は不要であり、通常の賃貸借処理が認められるものであり、「賃借料」として計上されていること自体は適切な会計処理と考えられるが、水道事業会計決算書に未経過リース料の注記の記載が漏れていた。 【結果（指摘）】 千葉市の水道事業は、管理者を設置していないため、所有権移転外ファイナンス・リースを通常の賃貸借取引で処理をしていても問題ないが、決算書に「リース契約により使用する固定資産に関	記載が漏れていた未経過リース料相当額については、令和 4 年度決算からリース契約により使用する固定資産に関する注記をし、適正に作成している。

する注記」を記載する必要がある、現状注記が漏れてしまっている。地方公営企業法に従って、当該事業年度の末日における未経過リース料相当額の注記が必要である。	
--	--